

著作物を参考に 作品を作る

対象教科: 特定教科 (国語 (小説), 音楽 (作曲), 美術 (絵画), 工芸, 体育 (ダンス) など)

「著作権教育」としての学習内容

自分の著作権と他人の著作権を意識する

「著作権教育」の学習のねらい

創作作品の質を向上させていくには、他人の著作物を参考にすることの大切さを知る。

- 著名な著作物の特徴をとらえるとともに参考にし、自分流の作品を作る意義を意識させる (形式に沿って作る)。
- 著名な作品には、他とは何か違うオリジナリティがあることを意識させる。

生徒の活動

- 作風や画風や曲調などをまねて参考にし、自分でアレンジした作品を作る。
- 作品のどこを工夫し、どこがオリジナルなのかを言うことができる。
- 過去の卒業生や在校生の先輩などの作品をまねて作る (お手本にする)。

「著作権教育」の指導のポイント

- 歴史や形式を知ることや、テクニックを身につけることなどを考えることにより、上達するにはなぜまねするのかを考えさせる。
- 単なる模倣ではなく文体や表現、〇〇風などの特徴だけをまねし、できるだけオリジナルな著作物の創作を目指すことの大切さを指導する。

これだけは！ 押さえない指導内容

- 学校でお手本を元に学習することの意義、著作権の及ぶ範囲、例外規定を指導する。
- 著作者の死後 50 年経過という期限が決まっている理由を理解させる。保護期間は死後 50 年であるが、映画著作物については、公表後 70 年となっている。

